

Ⅲ 耕 地 の 部

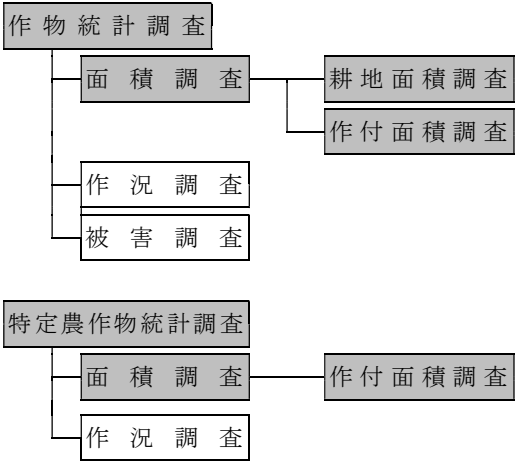
解 説

この部には、「作物統計調査」における「面積調査（耕地面積調査及び作付面積調査）」及び「特定作物統計調査」における「作付面積調査」の結果から耕地面積、耕地の拡張・かい廃面積、農作物作付延べ面積及び耕地利用率に関する統計を掲載しています。

1 調査の概要

(1) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



(2) 調査の目的

作物統計調査及び特定作物統計調査は、農業の生産基盤となる耕地と農作物の作付の実態を明らかにし、生産対策、構造対策、土地資源の有効活用等の各種土地利用行政の企画立案及び行政効果の判定を行うための資料に活用することを目的としています。

(3) 調査期日・期間

- 耕地面積…毎年7月15日現在
- 耕地の拡張かい廃面積  
…前年7月15日～当年7月14日
- 水稻・果樹・茶の作付（栽培）面積  
…毎年7月15日現在
- 大豆の作付面積…毎年9月1日現在
- その他の作物の作付（栽培）面積  
…収穫期

(4) 調査の方法

ア 耕地面積

調査対象は、全国の田耕地及び畑耕地としました。

全国全ての土地を隙間なく区分した格子状の区画のうち、耕地が存在する区画を調査のための単位区とし、地目等に基づいた階層から抽出した標本単位区に対する実測調査（対地標本実測調査）を行いました。なお、遠隔地、離島、市街地等の対地標本実測調査が非効率な地域については、巡回・見積り、情報収集等により把握しています。

イ 農作物作付（栽培）延べ面積

作物区分別に統計調査等の品目別面積を集計した後、作物区分ごとの面積を集計して作成しました。

なお、各作物区分と当該作物区分に属する品目等は「農作物作付（栽培）面積における作物区分及び当該区分に属する品目等」とおりです。

農作物作付（栽培）面積における作物区分及び当該区分に属する品目等

| 作物区分     | 品目等                                                                 |
|----------|---------------------------------------------------------------------|
| 水稻（子実用）  | 水稻                                                                  |
| 麦類（子実用）  | 小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦                                                   |
| 大豆（乾燥子実） | 大豆                                                                  |
| そば（乾燥子実） | そば                                                                  |
| なたね（子実用） | なたね                                                                 |
| その他作物    | 陸稲、かんしょ、小豆、いんげん、らっかせい、果樹、茶、野菜、てんさい、さとうきび、い、こんにゃくいも、花き、飼料作物、緑肥作物、花木等 |

2 用語の解説

(1) 耕地

農作物の栽培を目的とする土地をいい、けい畔を含みます。

なお、「栽培」とは、生産物を得ることを目的として作物を肥培管理することです。

ア 本地

直接農作物の栽培に供される土地で、耕地からけい畔を除いた土地をいいます。

イ けい畔

耕地の一部であって、主として本地の維持に必要なものをいいます。いわゆる畔（あぜ）のことで、田の場合、たん水設備となります。

#### ウ 田

たん水設備（けい畔等）と、これに所要の用水を供給し得る設備（用水源、用水路等）を有する耕地をいいます。

#### エ 畑

田以外の耕地をいいます。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含みます。

#### オ 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除く全てのもので、通常、草本性作物を栽培することを常態とするものをいいますが、木本性作物を栽培するものであっても、苗木を栽培するものや1 a以上の集団性がない栽培形態であるものを含みます。

#### カ 樹園地

畑のうち、果樹、茶等の木本性作物を1 a以上集団的に栽培するものをいいます。なお、ホップ園、バナナ園、パイナップル園及びたけのこ栽培を行う竹林を含みます。

#### キ 牧草地

畑のうち、専ら牧草の栽培に供されるものをいいます。

### (2) 拡張（増加要因）

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、既に作物を栽培し、又は次の作付期において作物を栽培することが可能となった状態をいいます。

拡張は荒廃農地、山林又は原野からの開墾や自然災害からの復旧等によって生じます。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じます。

なお、田畑転換とは、田が畑に、畑が田に現況の地目が転換することをいいます。田畑転換は、耕地内の田（畑）から畑（田）への転換であり、田畑別には拡張・かい廃の面積に計上しているが、田畑計では実質上の拡張・かい廃面積とはならないものです。

### (3) かい廃（減少要因）

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態をいいます。

かい廃は、自然災害又は人為かい廃によって生じます。田畑別にみた場合は、田畑転換によっても生じます。

### (4) 荒廃農地

耕作の用に供されていたが、耕作放棄により耕作し得ない状態（荒地）となった土地をいいます。

### (5) 作付（栽培）延べ面積

水陸稲、麦類、かんしょ、雑穀、豆類、野菜、果樹、工芸作物、飼肥料作物及びその他作物の作付（栽培）面積の合計をいいます。したがって、年産区分を同一とする水稻二期作栽培、季節区分別野菜等により、同一ほ場に2回以上作付けされた場合は、それぞれを作付面積とし、延べ面積としています。

### (6) 子実用

主に食用にすること（子実生産）を目的とするものをいいます。

### (7) 乾燥子実

主に食用を目的に未成熟で収穫されるものを除いたものをいいます。

### (8) 耕地利用率

耕地面積を「100」とした作付（栽培）延べ面積の割合のことをいいます。

耕地利用率（％）

$$= \frac{\text{作付（栽培）延べ面積}}{\text{耕地面積（7月15日現在）}} \times 100$$

## 3 利用上の注意

「作物統計調査」の統計数値については、次の方法によって四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

| 原 数                    | 7 桁以上<br>(100 万) | 6 桁<br>(10 万) | 5 桁<br>(1 万) | 4 桁<br>(1, 000) | 3 桁<br>以下<br>(100) |
|------------------------|------------------|---------------|--------------|-----------------|--------------------|
| 四捨五入<br>する桁<br>(下から)   | 3 桁              | 2 桁           |              | 1 桁             | 四捨五入<br>しない        |
| 例                      |                  |               |              |                 |                    |
| 四捨五入<br>する前<br>(原数)    | 1, 234, 567      | 123, 456      | 12, 345      | 1, 234          | 123                |
| 四捨五入<br>した数値<br>(統計数値) | 1, 235, 000      | 123, 500      | 12, 300      | 1, 230          | 123                |